

表-2 CPDの形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係

実施形態	内 容	登録 コード	CPDWF 時間重み係数	CPD 時間 (時間)	CPD 時間 上限	
1. 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加(受講)	技術士会、関係学協会(学術団体、公益法人を含む)、大学、民間団体及び企業が公式に開催するもの	100	1	1×H H:受講時間	—	
	注1)CPDの内容は、CPD名称、主催者、講師名だけではなく、テーマやキーワード等で、できるだけ自己研鑽効果がわかるように具体的に記入する(WEB登録の場合、128文字以内) 注2)企業が社員向けに開催する技術向上に資する研修会への参加は形態区分「3:企業内研修」で計上する 注3)異業種交流会、プライベートな研究会、展示会等への参加は、形態区分「6-5」で計上する 注4)研修・講演、見学会での移動時間・休憩時間・懇親会等はCPDとして計上しない(主催者が指定するCPD時間若しくは実時間のみ計上すること) 注5)技術資格の講習会及び研修会は、形態区分「6-5」で計上する					
2. 論文・報告文などの発表・査読	(1)技術士会、学協会、民間団体等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表	210	3	3×H H:発表時間	—	
	(2)技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の発表	学術雑誌への査読付技術論文発表	221	2	2×H H:作成時間	30時間/件
		上記以外	222	1	1×H H:作成時間	10時間/件
	(3)技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等の論文、報告文の査読	231	1	1ページ ×0.25H	5時間/件	
	注1)口頭発表時間は実時間×3で計上し、他の聴講時間は形態区分1で計上する 注2)論文作成は、論文等を1ページ当り3時間を上限で換算する 注3)連名・共著の場合は本人が係わった実時間を計上する 注4)同一内容について別の場で発表した場合は、一回のみ計上、CPDの重複計上をしない 注5)論文作成したものを口頭発表する場合は、(1)(2)を別々に計上する 注6)パネルディスカッションのパネリストの場合は、全体の討議時間を計上する 注7)展示会・ポスターセッションの説明は、「6-5」で計上する 注8)業務での報告書作成は「論文発表」として計上できない					
3. 企業内研修(受講)	研修プログラム及びOJTプログラムが明示されており、それに基づいて実施され成果が明確なもの	集合研修(研修プログラムによる実施)	301	1	1×H H:受講時間	20時間/年度
		個別研修(OJTプログラムによる実施)	302	1	1×H H:受講時間	10時間/年度
	注1)講師を務めた場合は形態区分「4:講習会等講師」で計上する					
4. 研修会・講習会などの講師・修習技術者指導	(1)技術士会、大学、学協会、民間団体、企業等の開催する研修会、講習会、技術説明会の講師等	大学、学術団体等の研修等の講師	411	2	2×H H:講演時間	25時間/年度
		自社及びその関連企業での研修会等の講師	412	1	1×H H:講演時間	15時間/年度
	(2)修習技術者等に対する具体的な技術指導(修習ガイドブックに示す「基本修習課題:専門技術力、業務遂行能力、行動原則」に該当するものに限る)	420	1	1×H H:指導時間	15時間/年度	
注1) コンサルタント業務、ISO審査、JABEE審査、内部監査は計上しない 注2)業務上の指導は計上しない(組織内で日、週、月、年単位で企画され実施される指導は業務) 注3)技術士等の資格受験指導は計上しない 注4)同じ教材で行う研修会・講習会は、一回/年度のみ計上する 注5)大学の非常勤講師等は計上しない(単発の特別講義を除く)						
5. 産業界における業務経験	(1)業務上で技術的成果をあげ、グループ(責任者)及び個人(本人)が表彰を受けた業務(注1・2・3)	510	1	20時間/件 (1件当りの上限)	—	
	(2)特許出願(発明者に限る)(注4)	基本特許	521	1	40時間/件	—
		周辺特許	522	1	15時間/件	
注1)グループ名で表彰を受けた場合は、そのグループの責任者(長)であること 注2)表彰は、証明するものが必要 注3)組織(企業)内での表彰は、その組織(企業)の代表者からのものに限る 注4)特許の共同出願の場合は、上記CPD時間を限度に本人の貢献度に応じて案分して計上する						

実施形態	内 容	登 録 コード	CPDWF 時間重み係数	CPD 時間 (時間)	CPD 時間 上限	
6. その他	技術士の資質向上に役立つものに限る					
6-1 公的な技術 資格の取得	政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術 資格の取得	610	1	5~10時間/ 資格	20時間/年度	
	注1)その他の技術資格については、技術士第二次試験を10時間として難易度を設定する 注2)技術資格ではないその他資格(TOEIC等)は、形態区分「6-5」で計上する 注3)資格の受験勉強で、合格に至らない学習は、形態区分「6-5」で計上する					
6-2 公的な機関 での委員就 任	政府・地方自治体等機関、学協会等の審議会・研 究会の委員(年間を通した活動であるもの)	620	1	1×H H:会議時間 (時間/年度)	10時間/会	
6-3 大学、研究 機関における 研究開発・技 術業務への 参加、国際機 関などへの協 力	大学、研究機関等における研究開発・技術開発業 務への参加、国際機関、国際協力機構等におけ る国際的な技術協力への参加	630	1	1×H H:参画時間 (時間/年度)	20時間/件	
	注1)業務上のJICA技術協力等は計上しない(業務委託契約及び雇用契約での業務以外の業務に 限る) 注2)日常業務を除く					
6-4 技術図書の 執筆	成果が明確なもの	技術図書執筆(学協 会が出版・監修した 図書)	641	1	1×H H:執筆時間	15時間/件
		翻訳を含む技術図 書執筆(前記以外の 図書)	642	1	1×H H:執筆時間	10時間/件
	注1)技術図書の執筆は、技術的内容を明確に記録すること(業務で作成した技術図書は含まない)					
6-5 自己学習他	上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの 注1)自己学習には学協会誌の購読、放送大学・TVの 視聴、eラーニング等が含まれる 注2)大学、大学院、職業訓練を受講する場合は 「6-5自己学習他」で計上 ※第三者に説明し、理解が得られる範囲で計上すること	650	1	1×H H:履修時間	10時間 /年度	

《登録にあたっての注意事項》

注1)登録は、CPD行事参加票等の証拠となるエビデンスに基づき登録すること

※エビデンスの保管期間:5年間

注2)実施形態及び内容は、各区分の注意事項を厳守すること

注3)CPDWF(時間重み係数)は、本表に従い登録すること

注4)CPD時間の登録方法

【例えばCPD時間が1時間30分の場合】《WEB登録》1時間30分(小数2位まで可) 《文書登録》1.5時間

注5)CPD時間(時間)は、実質の時間を登録すること

注6)年度とは、4月1日より翌年の3月31日の1年間とする

注7)CPD時間(上限)は、年度若しくは件の登録可能最大時間であり、これを超えて入力できない

(超えると「技術士CPD認定会員」認定及び「技術士CPD登録証明書」発行は行わない)

注8)CPDに関わる関係者が、CPDと業務との見分けが判断できないものは登録しないこと

注9)CPDに関わる関係者が、CPDとして理解できないものは登録しないこと

※CPD実績の登録にあたっては、自己判断より、他者判断が優先する